

回覧

甲農第1018号
令和6年10月1日

各 位

甲佐町長 甲斐 高士

令和7年度甲佐町農機具導入事業に係る第2回要望調査について

本町では、作業の効率化・低コスト生産の促進を目的に、生産組合・共同組織及び農業生産法人等に対し、農機具導入に対する支援を行っています。

つきましては、令和7年度に事業を要望される場合は、裏面の要件等をご確認いただき、下記のとおり10月31日（木）までに提出をお願いします。

記

- | | | |
|--------|---|----|
| 1 補助率 | 補助対象事業費の10分の4以内 | |
| 2 提出期限 | 令和6年10月31日（木）
<u>※希望がない場合、1回目の調査で提出されている方は、提出不要です。</u> | |
| 3 提出書類 | ○要望調査表 | 1部 |
| | ○ポイント表 | 1部 |
| | ○導入する農機具のカタログ | 1部 |
| | ○参考見積書 | 1部 |

※ポイント表を作成していただき、ポイントが8点以上かつ予算の範囲内でポイントの高い順に採択します。

【お問い合わせ先】
甲佐町役場 農政課
担当：宮本、宮内
TEL：096-234-1176（直通）

甲佐町農機具導入事業（交付要綱抜粋）

○補助率

- ・補助対象経費の10分の4以内（280万円を上限とする）
- ・2回目以降に同機種の補助を受ける場合は、補助対象経費の10分の2以内の額とする。ただし、100万円を上限とする。

○補助対象事業者

- ・町内で農業を営む生産者集団
(受益戸数は3戸以上で、認定農業者を1戸以上含む)
- ・農業生産組合
- ・農業生産法人等（農業経営を行う法人）

○補助対象内容

- ・農業経営に必要な農業機械及びその周辺機器
(農業用施設は対象外)

○要件

- ・くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業実施要領第4第2項第1号の事業実施計画書(別記第2-1号様式)中規模決定の根拠の利用規模に見合った性能であること。
- ・組織及び運営の規約の定めがあること。
- ・導入機械の事業費が1機種30万円を越えていること。
- ・稼動実績がないもの
- ・次期機械更新のための更新準備金として、積立を実施する組織であること。
- ・2年連続しての導入ではないこと。
- ・アタッチメントを除き、2台以上同時に導入しないこと。

詳細につきましては、担当までご連絡ください。

甲佐町農機具導入事業要望調査表

地区名		事業主体		代表者氏名	
-----	--	------	--	-------	--

①構成員について

組織の構成員数	うち認定農業者数	組織設立年月	構成員氏名		
		年 月			

②経営改善目標

経営面積	自作・借地等	ha	令和6年度作付計画	作物名	作付面積
	作業受託面積	ha			ha
					ha
					ha
	合計	ha		合計	ha

③整備内容

事業内容				既存の機械導入状況
機種名	能力(条数・馬力等)	台数等	金額	既存の機械導入状況
			円	
			円	
			円	
合計			円	

農機具導入の補助を申請する理由

事業費	負担区分				備考
	町	事業主体	その他	合計	
	円	円	円	円	

着工予定年月日	令和 年 月 日	完了予定年月日	令和 年 月 日
---------	----------	---------	----------

添付書類 ①見積書 ②カタログ ③ポイント表

甲佐町農機具導入事業 ポイント表

事業実施主体名 代表者氏名		連絡先	
注)ポイントは、それぞれの項目ごとに該当する最大ポイント一つを採用する。			
項目	内 容	加算ポイント	ポイント
組織形態加算	組織形態に応じて加算(※1) 集落営農を母体とした法人(6ポイント) 法人(組織)(5ポイント) 生産組合(4ポイント) 共同利用組織(3ポイント)	6 5 4 3	ポイントの根拠
選 択 規模拡大加算	経営面積の拡大を行う組織 受託面積の拡大を行う組織	2	
新規参入加算	今までに本事業に取り組んだことのない場合(※1)	3	
機械導入計画加算	くまと土地利用型農業競争力強化支援事業実施要領第4第2章第1号 の事業実施計画書(別記第2-1号様式)中規模決定の根拠の利用規模 に見合った機械規模となっている	2	記入不要
対象機械加算	コンバイン、トラクター等の基幹作業に必要な主要な機械に対する加算	1	
機械整理統合加算	構成員の農業用機械を整理統合する場合	2	
新規立ち上げ加算	新規立ち上げ組織等に対して加算 法人(3ポイント) 生産組合(2ポイント) 共同利用組織(1ポイント)	3 2 1	
	合計(※2)		

※1 構成員のうち、別組織で同様の機械を導入している場合は加算しない。

※2 8ポイントに満たない組織については不採択とする。

ポイントが同数の場合は、①新規立ち上げ加算、②新規参入加算、③拡大面積の多い順に比較を行い上位の組織を優先的に採択を行ふ。